

第6期計画地域密着型サービス事業者の公募の考え方

1. 平成27年度公募の考え方について

(1) 小規模多機能型居宅介護

地域包括ケアの中心となる小規模多機能型居宅介護については、11か所の日常生活圏域に整備するため、平成27年度の公募については、整備済(予定含む)の8・9・10圏域及び「看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)」の整備されている5圏域を除く圏域から3事業所を公募する。

◎公募圏域：1・2・3・4・6・7・11圏域

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら定期巡回型訪問や利用者からの通報に対する電話対応や訪問などの随時対応を行うサービスであり、市内全域を対象とすることから、全圏域で1事業所を公募する。

◎公募圏域：市内全圏域

(3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(ミニ特養)

介護老人福祉施設(特養)の在宅での待機者に対して、特養及びミニ特養が設置されていない圏域があることから、平成27年度は特養及びミニ特養が設置されていない圏域から1施設を公募する。

◎公募圏域：4・10圏域

(4) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

今後の高齢化の進展や認知症ケアパスなどの認知症高齢者の早期発見などに向けた取組みが進むことも踏まえ、更なる入居待機者の増加が予想される。

グループホームは既に各圏域に整備されていることから、グループホームに入居する可能性がある者(※)に対するグループホーム定員数の割合から算出した、グループホームの整備率(充足率)が低くなると見込まれる圏域のうち上位5つの圏域から1施設公募する。

◎公募圏域：1・2・3・8・11圏域

※グループホームに入居する可能性がある者：認知症ランクⅡ以上の認定者(平成26年3月末時点)として計上。